

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：公正取引委員会

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異（男性の給与に対する女性の給与の割合）
任期の定めのない常勤職員	76.2%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	56.4%
全職員	69.1%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 国の機関における「任期の定めのない常勤職員」の基本給については、法律に定める俸給表等に基づき決定されており、同一の級・号俸であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異（男性の給与に対する女性の給与の割合）
指定職相当	—
本省課室長相当職	92.8%
地方機関課長・本省課長補佐相当職	96.9%
係長相当職	91.8%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異（男性の給与に対する女性の給与の割合）
36年以上	84.8%
31～35年	80.8%
26～30年	96.4%
21～25年	88.3%
16～20年	79.1%
11～15年	90.2%
6～10年	91.6%
1～5年	94.1%

【説明欄】

- 任期の定めのない常勤職員
 - 給与の一部として支給されている「扶養手当」及び「単身赴任手当」については、世帯主である男性に支給している場合が多い等の要因で女性に比べ男性の給与額が高くなっている。
- 任期の定めのない常勤職員以外の職員（任期の定めのある常勤職員（再任用職員及び任期付職員）と非常勤職員で構成）
 - 主に以下のような状況であるため、女性に比べ男性の給与額が高くなっている。
 - ・ 非常勤職員は勤務内容・勤務形態・勤務時間数が多様であり、勤務日数の少ない職員は女性の職員の方が多い。
 - ・ 任期の定めのある常勤職員と非常勤職員では、おおむね前者の方が給与水準が高く、かつ任期の定めのある常勤職員（再任用職員や任期付職員）の大半は男性職員である。
- その他
 - 2（1）における「指定職相当」欄については、一方の性別の該当者が存在せず、比較ができないことから「—」としている。

* 役職段階の考え方は以下のとおり。

指定職相当（一般職給与法の指定職俸給表1号俸から8号俸相当職の職員）、本省課室長相当職（同法の行政職俸給表(一)7級から10級相当職の職員）、地方機関課長・本省課長補佐相当職（同俸給表5級及び6級相当職の職員）、係長相当職（同俸給表3級及び4級相当職の職員）

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。